

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 8 日

地域包括支援センター管理者 殿
居宅介護支援事業所管理者 殿
通所（地域密着型）介護サービス事業所管理者 殿
通所リハビリテーション事業所管理者 殿
介護保険施設管理者 殿

取手市高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症にかかる居宅介護支援事業所の
各種加算・減算等の臨時的な取扱いについて

日頃より本市の介護保険事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、厚生労働省から介護保険最新情報等を通じて様々な臨時的な取扱いが示されているところです。

こうした状況の中、介護保険最新情報等で示されている内容では疑義が生じうる加算・減算及び居宅サービス計画等の取扱いにつきましては、以下のとおりお知らせしたところです。

今般、厚生労働省から介護保険最新情報VOL842「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」及び介護保険最新情報VOL847「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第13報）」が通知されました。

つきましては同通知を踏まえ、問13から15を追記したのでお知らせいたします。

なお、本通知の取扱いは厚生労働省及び国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に確認済みであることを申し添えます。

担当：高齢福祉課
電話番号：0297-74-2141
FAX：0297-74-6600
E-mail：kourei@city.toride.ibaraki.jp

問1 「介護保険最新情報VOL799」において、効率的な情報共有・連携を促進する観点からカンファレンス以外の方法としてICT（情報共有システム）を活用し、「退院・退所加算」の取得が令和2年4月から可能となっているが、どのような方法を想定しているか？

（答）

医療・介護分野における多職種連携を促進するため、令和2年4月より本市・守谷市・利根町が協働して公益社団法人取手市医師会（以下、「医師会」という。）に委託し、ICTの活用として『電子@連絡帳システム』を導入しています。

既に利用している地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーションもあるため、積極的に『電子@連絡帳システム』を導入していただきたい。

なお、導入する際の手順等の詳細については、令和2年2月14日（金）に開催した介護支援専門員連絡協議会の説明資料もあわせて参照願いたい。

問2 通所系サービス事業所が居宅を訪問してサービスを実施した場合、所定単位数から片道につき47単位を減算する取扱いはいかがか？

（答）

送迎減算については、従前から継続して送迎減算に該当していた利用者を除き、減算は不要である。

問3 「介護保険最新情報VOL796」において、退院・退所加算についての取扱いが示されているが、入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定についてはどのような取扱いになるか？

（答）

当該加算については、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定可能だが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務等により7日を超えた後に情報提供した場合でも、本人または家族の同意を得たうえで超えた理由（在宅勤務等により7日を超えた等）を支援経過記録に記録することで、入院時情報連携加算（Ⅱ）は算定可能である。

問4 特定事業所加算（Ⅱ）については、地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加していること及び他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していることが要件になっているが、研修会等を実施出来ない場合についてはどのような取扱いになるか？

（答）

事例検討会・研修会等を実施していることが要件になっているが、今年度に限っては文書やメール等により事例検討等を実施したこととして差し支えない。
なお、指定権者である本市にもその際の資料等もあわせて提出願いたい。

問5 特定事業所集中減算については、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えていることが要件となっているが、利用していた事業所が自主的に休業等をしている場合に他の事業所に変更しやむを得ず80%を超える場合でも減算しなければならないのか？

（答）

新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、他の事業所に変更しやむを得ず80%を超える場合でも、減算しなくても差し支えない。

なお、その旨（新型コロナウイルス感染症拡大防止により80%を超えている等）を支援経過記録に記録すること。

問6 平成30年10月以降、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数回の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとされているが、新型コロナウイルス感染症により、やむを得ず上限を超えて導入する場合についても事前の届け出が必要か？

（答）

新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、訪問介護（生活援助中心型）の上限を超えて導入する場合においては、事前の届け出は不要である。

なお、その旨（新型コロナウイルス感染症拡大防止により上限回数を超えている等）を支援経過記録に記録すること。

問7 要介護認定の更新申請について、認定調査の「延期」を希望した被保険者については、現在の認定の有効期間を12ヶ月延長した取扱いを行っているが、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の取扱いについてはいかがか？

（答）

サービス内容に変更を要しない場合は、「軽微な変更」としてケアプランの期間を12ヶ月延長する取扱いとして差し支えない。

以下、令和2年5月22日追記

ただし、令和2年5月18日付取介発第359号「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて」によりお知らせしており、介護認定の有効期間が令和2年7月31日以降に満了する被保険者については、基本的には施設入所中や医療機関入院中、在宅の方を含め認定調査を実施することとした。

認定調査を実施したうえで「更新申請」を行った場合には、ケアプランを新たに作成するが、サービス担当者会議については、「取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（以下、「指定居宅介護支援等条例」という。）第16条第16号または「取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下、「指定介護予防支援等条例」という。）第33条第9号の「やむを得ない理由がある場合」とみなし、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとして取り扱う。

なお、モニタリングについても同様に指定居宅介護支援等条例第16条第15号または指定介護予防支援等条例第33条第16号の「特段の事情」に該当し、居宅訪問以外の方法（例えば、電話連絡等）により利用者の状況把握を行うことについて、差し支えないものとする。

問8 介護保険最新情報VOL836の問2の回答について、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、保険者からの求めに応じて、必要な変更を行うこととされているが、貴市の取扱いは如何？

(答)

やむを得ず実際のサービス提供時間が、訪問介護計画に比べて異なる場合、「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。

ただし、当該サービス提供時間の変更について、事前に利用者に説明し、同意を得られた旨を支援計画記録に記録すること。

問9 介護保険最新情報VOL836の問5において、介護サービス事業所の休業はどの範囲まで含まれるのか？

(答)

介護サービス事業所の休業に限らず、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の自主的なサービスの利用控えがあった場合においても該当する。

ただし、モニタリング（電話等の代替手段含む）等の必要なケアマネジメント業務を行っている場合に限る。

問10 介護保険最新情報VOL836の問5において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能とされているが、必要な書類の整備とはどのような意味か？

(答)

居宅介護支援費の請求における必要な書類の整備とは、捺印入のサービス利用票及び支援経過記録に明記することを想定している。

なお、国保連において、「給付管理票」の提出が無く「居宅介護支援費」のみの請求であれば返戻になるため、「給付管理票」はサービス利用を予定していた単位数で作成のうえで、5月サービス分から適用なので6月請求分以降「居宅介護支援費」を国保連へ請求されたい。

問11 介護保険最新情報VOL836の問5において、新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能とされているが、介護予防支援費や第1号介護予防支援事業費（以下、「介護予防支援費等」という。）の取扱いは如何？

（答）

介護予防支援費等においても居宅介護支援費と同様の取り扱いとなる。

利用者や家族等の捺印入のサービス利用票（第6表）を事前に提出したうえで、当該利用者を管轄している地域包括支援センターに電話等でご連絡をお願いしたい。

また、地域包括支援センターへの請求時に「介護予防支援事業等委託料請求明細書」の「住所地特例対象者（保険者名）」欄に「コロナ」という名称を朱書きし、5月サービス分から適用なので6月請求分以降から当該利用者を管轄している地域包括支援センターに「介護予防支援費等」を請求すること。

なお、介護予防支援費等における「給付管理票」はサービス利用を予定していた単位数で作成のうえで、5月サービス分から適用なので6月請求分以降「居宅介護支援費」を国保連へ請求されたい。

問12 新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合に国保連に居宅介護支援費等の請求を行った場合、居宅サービス事業所からの請求がないことから、二次点検による過誤返戻にならないのか？

（答）

国保連においては、縦覧点検における「介護給付費等の給付内容の再確認」に、当該居宅介護支援費等がチェック対象として出力され、保険者に対して「居宅介護支援におけるサービス実施状況一覧表」にて周知される予定である。

なお、チェック対象として出力された際には、居宅介護サービス事業所から国保連へ新型コロナウイルス感染症の影響に係る請求である旨を回答してもらうことで、過誤返戻になることはない。

問13 介護保険最新情報VOL842「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」について、延長加算を算定する取扱いを可能としている。延長加算の算定について、本来であれば事業所はサービス延長体制の届出を指定権者に提出する必要があるが、今回は特例の対応のため、指定権者へ事前に届け出を行う必要はないか？

（答）

お見込みのとおり。

なお、国保連においては、令和2年7月審査分以降、サービス延長体制の届出が提出されていない場合でもエラーとならないようにする予定である。

問14 介護保険最新情報VOL842「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」について、どの事業所がいつから適用するのかを把握する術はあるか？

（答）

令和2年6月16日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護等における報酬上の取扱いについて（調査依頼）」にて、市内の通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、介護保険施設に対して、6月30日（火）までに調査を行うこととしている。

本結果については、令和2年7月1日（水）以降に居宅介護支援事業所にも周知を図っていくこととする。

問15 介護保険最新情報VOL847「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第13報）」の問3③利用者の同意は書面（署名捺印）により行う必要があるか。に対して、「必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたいが、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。」とあるが、保険者の判断として貴市の取扱いは如何か？

（答）

当該取扱いを適用する介護サービス事業所におかれては、利用者負担にも影響することから、介護支援専門員と連携の上、利用者との間では事前に書面での同意及び通所介護計画書等に記録の明記をお願いしたい。

また、介護サービス事業所が利用者との間で取り交わす書式等については、本市で雛形を示す予定はないが、公益社団法人全国老人福祉施設協議会のホームページに参考様式が掲載されているので、そちらを参照願いたい。

なお、介護支援専門員におかれては、給付費請求前までに、当該取扱いを適用した捺印入のサービス利用票の差し替え及び支援経過記録に明記したうえで、国保連へ給付費の請求をお願いしたい。